

# 2022 年度経営セミナー

## 経営のための会計講座⑧

### 会計の基礎知識

2022年5月14日

井関公認会計士事務所

## 9 企業活動と税金

企業は事業活動を行うことで獲得する所得に対してさまざまな税金を負担します。

税金の種類は国内だけで30を超えており、海外で事業展開している企業はさらに多様な税金を納めています。

今回は、国内に限定した税金の種類を確認し、わが国における課税所得計算と財務会計の関係を説明していきます。

### ■ 税金の種類

課税の対象としての分類

- ① 所得にかかる税金 ⇒ 法人税、所得税、住民税、事業税
- ② 財産にかかる税金 ⇒ 固定資産税、相続税、贈与税、自動車税
- ③ 消費にかかる税金 ⇒ 酒税、消費税

課税元別の分類

- ① 国税(国が直接課す税金) ⇒ 法人税、所得税、相続税、贈与税、酒税
- ② 地方税(地方公共団体が課す税金) ⇒ 住民税、事業税、固定資産税、自動車税

課税方法による分類

- ① 直接税(税金を負担する人に直接課税する)  
⇒ 法人税、所得税、相続税、贈与税、固定資産税、住民税、自動車税
- ② 間接税(税金を負担する人にかわり、事業者などの納税義務者を通じて納税する)  
⇒ 消費税、酒税

## ■ 企業利益と課税所得

$$\begin{aligned} \text{利益(会計上の儲け)} &= \text{収益} - \text{費用} \\ \text{所得金額(税務上の儲け)} &= \text{益金} - \text{損金} \end{aligned}$$

利益と所得は似ていますが、異なるものです。

利益は、会計的な考え方に基づいており、会社の経営成績や財務状態を正確に表示する目的があります。所得は、税務的な考え方に基づいており、課税の公平や、国の税務政策などにも配慮する目的があります。そのため、利益は会計上の儲けを示し、所得は税務上の儲けを示します。法人税は、税務上の儲けの所得に対して課されます。

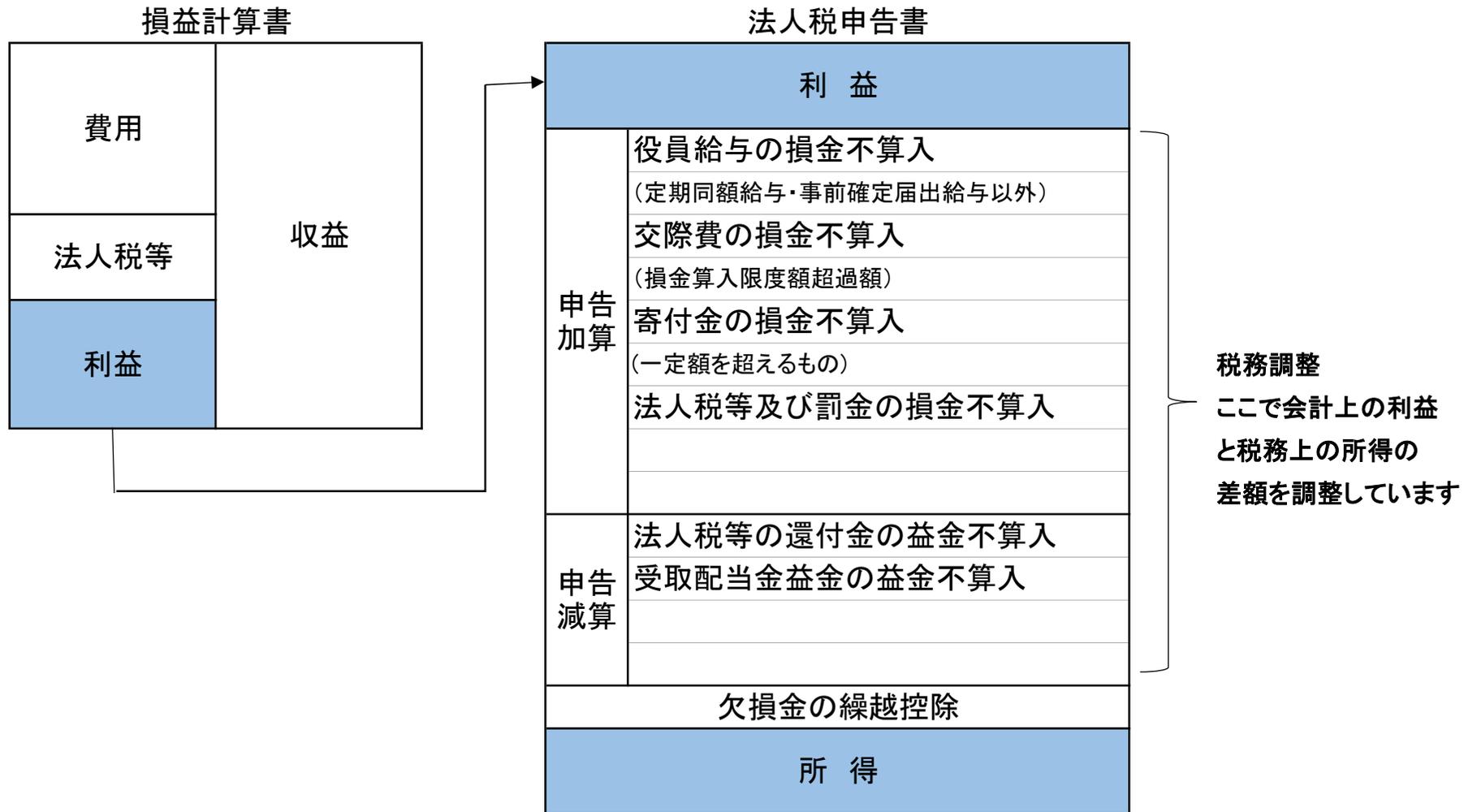
それぞれの計算の目的が異なることから、収益と益金、費用と損金は必ずしも一致しません。ですので、会計上は経費になるが税務上損金(税務上の費用)になりませんという話もでてくるわけです。

つまり、収益と益金の差異ならびに費用と損金の差異を調整して、利益から所得金額を誘導するのです。

### 収益と益金の差異

|   | 項目                      | 概要            | 例                       |
|---|-------------------------|---------------|-------------------------|
| ① | 会計上の収益ではないが税務上では益金になるもの | 益金算入項目(申告加算)  | 売上計上漏れ<br>有形固定資産の交換差益   |
| ② | 会計上は費用だが税務上では損金にならないもの  | 損金不算入項目(申告加算) | 役員給与、交際費<br>(摘要要件外)     |
| ③ | 会計上は収益だが税務上では益金にならないもの  | 益金不算入項目(申告減算) | 株式の受取配当金<br>法人税等の税金の還付金 |
| ④ | 会計上は費用ではないが税務上では損金になるもの | 損金算入項目(申告減算)  | 法人事業税                   |

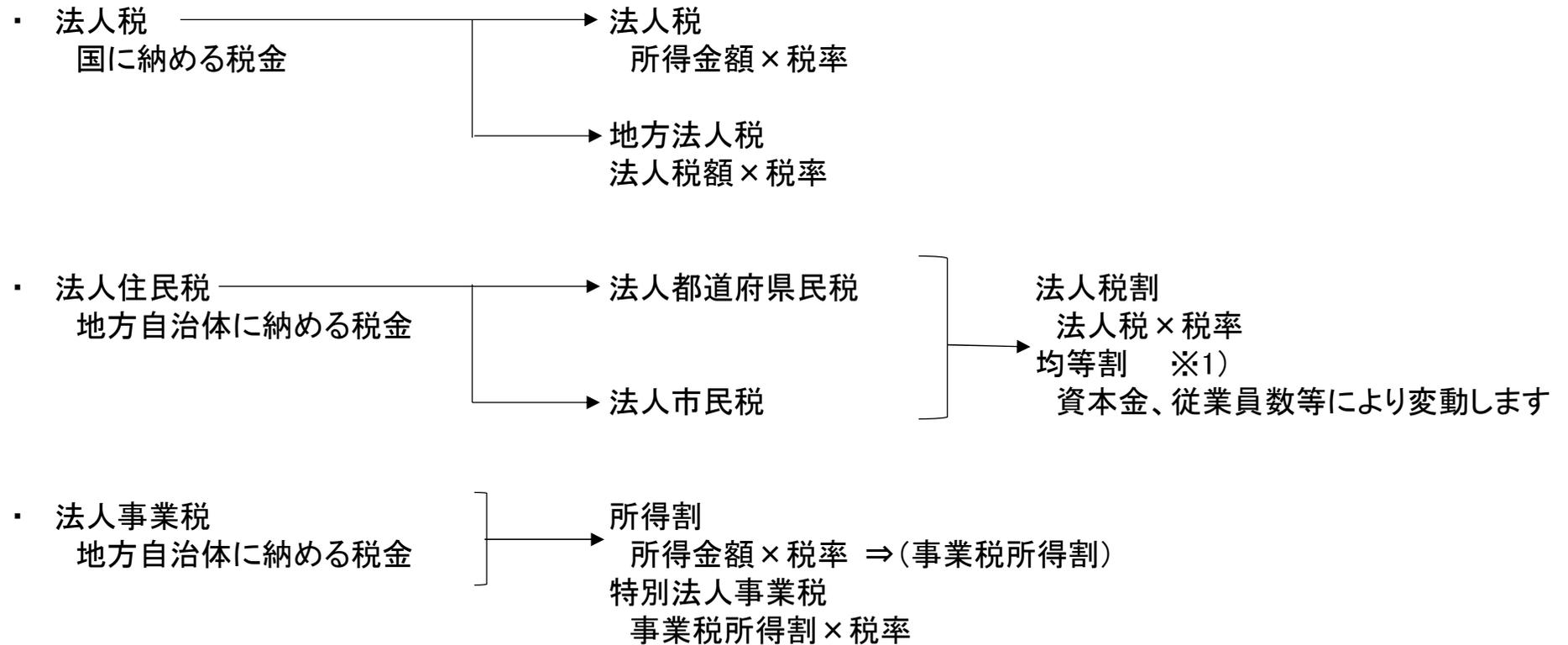
前項を体系にしてまとめると、



※申告調整・・・一般的なものを記載

## ■ 法人税と住民税

企業に課せられる税金で代表的なものは法人税と住民税、および事業税である。  
これらは法人三税と呼ばれる。



※1)

|      |          |
|------|----------|
| 大阪府  | 20,000円～ |
| 各市町村 | 50,000円～ |

法人三税を実際に計算すると

(※企業利益との申告加減算等調整済)

|                  |                              |     |        |               |
|------------------|------------------------------|-----|--------|---------------|
| 所得 ①             |                              |     |        | 10,000,000円   |
| 法人税              | ①のうち年800万円以下の部分              |     | 15%    | 1,200,000円    |
|                  | ①のうち年800万円超の部分               |     | 23.20% | 464,000円      |
|                  | 法人税 合計 ②                     |     |        | 1,664,000円    |
| 地方法人税            | ② ×                          |     | 10.30% | 171,300円      |
| 法人税・地方法人税 合計     |                              |     |        | 1,835,300円 …① |
| 法人府民税            | 法人税割                         | ② × | 1.00%  | 16,600円       |
|                  | 均等割                          |     |        | 20,000円       |
|                  | 法人府民税 合計                     |     |        | 36,600円       |
| 法人事業税            | ①のうち年400万円以下の部分              |     | 3.50%  | 140,000円      |
|                  | ①のうち年400万円を超え<br>年800万円以下の部分 |     | 5.30%  | 212,000円      |
|                  | ①のうち年800万円超の部分               |     | 7.00%  | 140,000円      |
|                  | 法人税事業税 合計 ③                  |     |        | 492,000円      |
| 地方法人特別税          | ③ ×                          |     | 37.00% | 182,000円      |
| 法人事業税・地方法人特別税 合計 |                              |     |        | 674,000円      |
| 法人府民税・事業税 合計     |                              |     |        | 710,600円 …②   |
| 法人市民税            | 法人税割                         | ② × | 8.40%  | 139,700円      |
|                  | 均等割                          |     |        | 50,000円       |
|                  | 法人市民税 合計                     |     |        | 189,700円 …③   |
| 総 合 計(①+②+③)     |                              |     |        | 2,735,600円    |

所得が1,000万円の場合、  
実効税率 27.3%

## 参考

法人税率は他の税とのバランスを取りながら、その時々における財政事情や経済情勢等を反映して決定されています。

近年の税率については以下のように変更されています。

